



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 佐賀銀行
代 表 者 名 取締役頭取 陣内 芳博
(コード番号 8395 東証第一部、福証)
問 合 せ 先 総合企画部長 中村 紳三郎
(Tel 0952-25-4555)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 87 期定時株主総会に附議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当行は現在常勤の監査役 1 名を選任しておりますが、当該監査役を欠いた場合に備え、予め常勤の監査役として期待される役割・責務を果たすことができる補欠監査役を定め、速やかに監査体制を維持することを目的とし、「社外監査役でない監査役」の員数を定めるとともに、補欠監査役に関する規定を新設・追加するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 29 日 (水)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 29 日 (水)

以 上

(別紙) 定款変更の内容

- (1) 変更を要する条文のみあげております。
- (2) ____を表示した箇所が変更部分を示します。

現行定款	変更案
<p>(員 数) 第31条 当銀行の監査役は、4名以内とする。 <新設></p> <p>(選任方法) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(任 期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(員 数) 第31条 当銀行の監査役は、4名以内とする。 <u>そのうち社外監査役でない監査役を1名以上とする。</u></p> <p>(選任方法) 第32条 1. (現行どおり)</p> <p>2. <u>当銀行は、会社法第329条第3項の規定に基づき、定款に定める社外監査役でない監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期) 第33条 (現行どおり)</p>